

ユニフォーム等の着用基準について

令和元年6月10日 改訂

ソフトテニス競技者は競技会において、マッチ中は本連盟の公認するメーカーのユニフォームおよびシューズを着用するものとする。ただし、大会主催者が認めた場合にはこの限りではない。

1. ユニフォーム

男子の場合、ゲームシャツと裾が膝より上のパンツ、女子の場合、ワンピースまたはゲームシャツと裾が膝より上のパンツ、スカートとする。

※Tシャツ、ジーンズはユニフォームとして着用できない。

2. シューズ

テニスコートを傷つけないテニスシューズとする。

3. その他

マッチ中に使用する物品については、本連盟が認める下記の範囲を超えて広告とみなされる企業名、商標等および所属名を表示してはならない。

(1) 製造メーカー

企業名、商標のロゴ等は20cm²以内のものを、各製品それぞれ2箇所以内の表示とする。

ただし、シューズについては箇所の制限をしない。

(2) ユニフォーム広告等

① スポンサー広告

スポンサーの企業名、商標のロゴ等の広告を表示する場合は1広告につき40cm²以内とする。

② 登録団体名

団体名（ロゴ・校章含む）の表示については、シャツ（ワンピース含む）が1表示130cm²以内、パンツ・スカート等は40cm²以内とする。

※（2）については国民体育大会を除く。

※（2）の貼付等により（1）を覆い隠してはいけない。

※（2）について大会スポンサーはこの限りではない。

《ウェアに関する特例》

（1）オーバーウェア及び長袖スポーツシャツ、セーター等の着用については、大会主催者が認める場合のみ着用可能とするが、ゼッケンは最上衣服に貼付すること。

（2）アンダーウェア（長袖を含む）及びスパッツの着用については、単色の製品を原則とする。